

兵庫県公報

平成29年4月18日 火曜日 第2892号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出（消防課） | 1 |
| ○ 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（同） | 1 |
| ○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課） | 5 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同） | 5 |
| ○ 土地改良区の解散認可（同） | 7 |
| ○ 平成29年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事業等（薬剤防除・知事命令）（豊かな森づくり課） | 7 |
| ○ 保安林の指定予定（同） | 8 |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課） | 8 |
| ○ 道路の位置指定（建築指導課） | 9 |
| 公 告 | |
| ○ 特別保護地区の指定の案の縦覧公告（鳥獣対策課） | 9 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 12 |
| ○ 同 上（同） | 12 |
| 正 誤 | |
| ○ 平成29年3月23日付け兵庫県公報第2号外中 | 12 |
| ○ 平成29年3月28日付け兵庫県公報第2886号中 | 13 |

告 示

兵庫県告示第467号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項及び同法第17条の9第4項の規定により、一般財団法人消防試験研究センターから、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を、次のとおり変更する旨の届出があった。

平成29年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 事務所の所在地
（変更前） 神戸市中央区下山手通5丁目12番7号 協和ビル5階
（変更後） 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

- 変更の日
平成29年4月17日

~~~~~

### 兵庫県告示第468号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「保安講習」という。）を公益財団法人兵庫県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成29年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等
  - 給油取扱所講習  
（講習対象者）給油取扱所（自家用給油取扱所を含む。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

| 開催年月日         | 講習時間                       | 地 区 | 会場<br>番号 | 講習会場 (所在地)                          | 定員<br>(人) |
|---------------|----------------------------|-----|----------|-------------------------------------|-----------|
| 29. 7. 5(水)   | 午後1時半<br>から<br>午後4時半<br>まで | 加古川 | 101      | 加古川市民会館 小ホール<br>加古川市加古川町北在家2000     | 250       |
| 29. 7. 6(木)   |                            | 尼 崎 | 102      | 尼崎市中小企業センター 大ホール<br>尼崎市昭和通2-6-68    | 250       |
| 29. 7. 25(火)  |                            | 豊 岡 | 103      | 但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール<br>豊岡市大磯町1-79 | 150       |
| 29. 7. 27(木)  |                            | 神 戸 | 104      | 神戸市教育会館 大ホール<br>神戸市中央区中山手通4-10-5    | 200       |
| 29. 8. 9(水)   |                            | 篠 山 | 105      | 篠山市立篠山市民センター 多目的ホール<br>篠山市黒岡191     | 120       |
| 29. 8. 24(木)  |                            | 小 野 | 106      | 小野市うるおい交流館エクラ 大会議室<br>小野市中島町72      | 140       |
| 29. 8. 30(水)  |                            | 姫 路 | 107      | 姫路市文化センター 小ホール<br>姫路市西延末426-1       | 350       |
| 29. 10. 25(水) |                            | 明 石 | 108      | 明石市生涯学習センター<br>明石市東仲ノ町6-1           | 250       |
| 30. 2. 1(木)   |                            | 神 戸 | 109      | 神戸市教育会館 大ホール<br>神戸市中央区中山手通4-10-5    | 200       |

## (2) 石油コンビナート地区講習

(講習対象者) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

| 開催年月日         | 講習時間                       | 地 区 | 会場<br>番号 | 講習会場 (所在地)                         | 定員<br>(人) |
|---------------|----------------------------|-----|----------|------------------------------------|-----------|
| 29. 9. 8(金)   | 午後1時半<br>から<br>午後4時半<br>まで | 姫 路 | 201      | 姫路市文化センター 小ホール<br>姫路市西延末426-1      | 350       |
| 29. 10. 4(水)  |                            | 高 砂 | 202      | 高砂市文化保健センター 中ホール<br>高砂市高砂町朝日町1-2-1 | 250       |
| 29. 10. 11(水) |                            | 姫 路 | 203      | 姫路市文化センター 小ホール<br>姫路市西延末426-1      | 350       |
| 29. 10. 19(木) |                            | 神 戸 | 204      | 神戸市教育会館 大ホール<br>神戸市中央区中山手通4-10-5   | 200       |
| 29. 11. 6(月)  |                            | 加古川 | 205      | 加古川市民会館 小ホール<br>加古川市加古川町北在家2000    | 250       |

## (3) その他一般講習

(講習対象者) 前記(1)及び(2)以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

| 開催年月日 | 講習時間 | 地 区 | 会場<br>番号 | 講習会場 (所在地) | 定員<br>(人) |
|-------|------|-----|----------|------------|-----------|
|       |      |     |          |            |           |

|               |                            |     |     |                                        |     |
|---------------|----------------------------|-----|-----|----------------------------------------|-----|
| 29. 7. 3(月)   | 午後1時半<br>から<br>午後4時半<br>まで | 市川  | 301 | 市川町文化センター<br>神崎郡市川町西川辺715              | 150 |
| 29. 7. 10(月)  |                            | 神戸  | 302 | 神戸市教育会館 大ホール<br>神戸市中央区中山手通4-10-5       | 200 |
| 29. 7. 20(木)  |                            | 高砂  | 303 | 高砂市文化保健センター 中ホール<br>高砂市高砂町朝日町1-2-1     | 250 |
| 29. 7. 21(金)  |                            | 尼崎  | 304 | 尼崎市中小企業センター 大ホール<br>尼崎市昭和通2-6-68       | 250 |
| 29. 7. 26(水)  |                            | 西宮  | 305 | フレンテ西宮 西宮市フレンテホール<br>西宮市池田町11-1        | 240 |
| 29. 8. 2(水)   |                            | 加古川 | 306 | 加古川市民会館 小ホール<br>加古川市加古川町北在家2000        | 250 |
| 29. 8. 4(金)   |                            | 佐用  | 307 | 佐用町コミュニティ防災センター (3階)<br>佐用郡佐用町円応寺233-1 | 100 |
| 29. 8. 25(金)  |                            | 宝塚  | 308 | 宝塚商工会議所<br>宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2(6階)         | 100 |
| 29. 9. 1(金)   |                            | 神戸  | 309 | 神戸市教育会館 大ホール<br>神戸市中央区中山手通4-10-5       | 200 |
| 29. 10. 17(火) |                            | 尼崎  | 310 | 尼崎市中小企業センター 大ホール<br>尼崎市昭和通2-6-68       | 250 |
| 29. 10. 20(金) |                            | 川西  | 311 | 川西市みつなかホール 文化サロン<br>川西市小花2-7-2         | 100 |
| 29. 10. 24(火) |                            | たつの | 312 | たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール<br>たつの市龍野町富永地先    | 300 |
| 29. 11. 1(水)  |                            | 神戸  | 313 | 神戸市教育会館 大ホール<br>神戸市中央区中山手通4-10-5       | 200 |
| 29. 11. 14(火) |                            | 加古川 | 314 | 加古川市民会館 小ホール<br>加古川市加古川町北在家2000        | 250 |
| 29. 11. 20(月) |                            | 姫路  | 315 | 姫路市文化センター 小ホール<br>姫路市西延末426-1          | 350 |
| 29. 12. 6(水)  |                            | 明石  | 316 | 明石市生涯学習センター<br>明石市東仲ノ町6-1              | 250 |
| 30. 2. 2(金)   |                            | 伊丹  | 317 | 伊丹シティホテル 光琳の間<br>伊丹市中央6-2-33           | 250 |
| 30. 2. 13(火)  |                            | 尼崎  | 318 | 尼崎市中小企業センター 大ホール<br>尼崎市昭和通2-6-68       | 250 |
| 30. 2. 15(木)  |                            | 神戸  | 319 | 神戸市教育会館 大ホール<br>神戸市中央区中山手通4-10-5       | 200 |
| 30. 2. 16(金)  |                            | 姫路  | 320 | 姫路市文化センター 小ホール<br>姫路市西延末426-1          | 350 |

## (4) 全区分講習

(講習対象者) 従事する危険物施設の種別を問わない。

| 開催年月日         | 講習時間                       | 地区 | 会場<br>番号 | 講習会場 (所在地)                            | 定員<br>(人) |
|---------------|----------------------------|----|----------|---------------------------------------|-----------|
| 29. 7. 14(金)  | 午後1時半<br>から<br>午後4時半<br>まで | 丹波 | 401      | 兵庫県立丹波の森公苑 ホール<br>丹波市柏原町柏原5600        | 300       |
| 29. 7. 19(水)  |                            | 洲本 | 402      | 洲本市文化体育館 会議室1A<br>洲本市塩屋1-1-17         | 140       |
| 29. 7. 28(金)  |                            | 三木 | 403      | 兵庫県広域防災センター 学習管理棟2階講堂<br>三木市志染町御坂1-19 | 200       |
| 29. 8. 7(月)   |                            | 相生 | 404      | 相生市文化会館扶桑電通なぎさホール 中ホール<br>相生市相生6-1-1  | 200       |
| 29. 9. 26(火)  |                            | 養父 | 405      | 兵庫県但馬長寿の郷<br>養父市八鹿町国木594-10           | 150       |
| 29. 11. 10(金) |                            | 尼崎 | 406      | 尼崎市中小企業センター 大ホール<br>尼崎市昭和通2-6-68      | 250       |
| 29. 11. 24(金) |                            | 豊岡 | 407      | 但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール<br>豊岡市大磯町1-79   | 150       |
| 29. 12. 8(金)  |                            | 加東 | 408      | 加東市滝野文化会館 大ホール<br>加東市下滝野1369-1        | 200       |

定員に達しなかった講習会場については、当該講習日の2週間前まで受付を継続し、定員に達した時点で受付を締め切る。

## 2 講習科目及び時間

## (1) 危険物関係法令に関する事項 (1時間)

- ア 危険物関係法令の改正事項
- イ 危険物関係法令による規制の要点

## (2) 危険物の火災予防に関する事項 (2時間)

- ア 危険物施設における事故事例、原因、対策等
- イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
- ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

## 3 受講対象者

## (1) 製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年以内の者 (ただし、平成27年度又は平成28年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者 (免状の交付を受けた日又は保安講習を受講した日が当該作業に従事することとなった日から起算して過去2年以内の場合に限る。) を除く。)
- イ 平成26年度に都道府県知事が行った保安講習を受講した者 (ただし、平成27年度又は平成28年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。)

## (2) (1)に該当しない危険物取扱者で、特に受講を希望する者

## 4 受講申請手続

## (1) 提出書類

一括申請用受講申請書又は個人申請用受講申請書

なお、それぞれの受講申請書の対象者及び配布方法は次のとおりとする。

## ア 一括申請用受講申請書

平成26年度に本県が行った保安講習を受講した危険物取扱者のうち、県内の消防法第11条第1項前段



|     |         |   |               |
|-----|---------|---|---------------|
| 同   | 入 谷 訓 弘 | 同 | 市八木立石150番地    |
| 同   | 松 下 年 明 | 同 | 市八木新庄177番地    |
| 同   | 古 川 和 寛 | 同 | 市榎列下幡多347番地 1 |
| 同   | 池 田 恵 一 | 同 | 市八木鳥井509番地    |
| 同   | 川 口 清 弘 | 同 | 市八木徳野33番地     |
| 同   | 片 桐 千 尋 | 同 | 市八木養宜上228番地   |
| 監 事 | 石 上 達 也 | 同 | 市八木養宜上407番地 2 |
| 同   | 出 口 敏 昭 | 同 | 市八木鳥井189番地    |
| 同   | 藤 本 勇   | 同 | 市八木新庄233番地    |

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

## 氏 名

塚 本 圭 右

田 村 千 秋

高 田 尚

喜 田 利 明

入 谷 訓 弘

中 田 和 夫

古 川 和 寛

池 田 恵 一

川 口 清 弘

赤 松 茂 寿

片 桐 千 尋

平 本 豊

辻 川 一 之

## 住 所

南あわじ市八木野原380番地

同 市八木国分41番地

同 市八木大久保154番地

同 市八木養宜上437番地

同 市八木立石150番地

同 市八木新庄178番地 3

同 市榎列下幡多347番地 1

同 市八木鳥井509番地

同 市八木徳野33番地

同 市八木養宜中344番地 2

同 市八木養宜上228番地

同 市八木野原298番地

同 市八木国分226番地 2

## 長田土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

## 氏 名

山 平 睦

長 谷 俊 男

橋 本 健

松 本 哲 和

秀 亨

秀 睦 雄

橋 本 剛 旺

橋 本 育 八

橋 本 量 守

長 谷 吉 章

上 田 善 章

山 仲 宏 幸

長 谷 芳 和

山 谷 吉 一

長 谷 整

## 住 所

南あわじ市倭文長田1098番地

同 市倭文長田1258番地

同 市倭文長田759番地 2

同 市倭文長田1028番地

同 市倭文長田1282番地

同 市倭文長田932番地

同 市倭文長田1188番地

同 市倭文長田1212番地

同 市倭文長田1223番地

同 市倭文長田1277番地の 1

同 市倭文長田1543番地

同 市倭文長田358番地

同 市倭文長田955番地

同 市倭文長田451番地

同 市倭文長田1256番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

## 氏 名

山 平 睦

長 谷 俊 男

橋 本 宰 昌

松 本 哲 和

秀 光 剛

秀 睦 雄

## 住 所

南あわじ市倭文長田1098番地

同 市倭文長田1258番地

同 市倭文長田759番地 2

同 市倭文長田1028番地

同 市倭文長田728番地

同 市倭文長田932番地

|     |         |   |               |
|-----|---------|---|---------------|
| 同   | 橋 本 剛 旺 | 同 | 市倭文長田1188番地   |
| 同   | 永 田 昭次郎 | 同 | 市倭文長田1508番地   |
| 同   | 橋 本 量 守 | 同 | 市倭文長田1223番地   |
| 同   | 長 谷 優   | 同 | 市倭文長田1220番地の1 |
| 同   | 上 田 善 章 | 同 | 市倭文長田1543番地   |
| 同   | 山 中 宏 幸 | 同 | 市倭文長田358番地    |
| 同   | 長 谷 芳 和 | 同 | 市倭文長田955番地    |
| 監 事 | 上 田 正 代 | 同 | 市倭文長田1494番地   |
| 同   | 長 谷 整   | 同 | 市倭文長田1256番地   |



**兵庫県告示第471号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成29年 4月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名 称 | 認 可 年 月 日   |
|-----------|-------------|
| 三木北部土地改良区 | 平成29年 3月31日 |



**兵庫県告示第472号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成29年 4月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

ア 丹波市、南あわじ市、多可郡多可町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

イ 神戸市、豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

（「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

ア 1 (1)アの区域

平成29年 5月22日から同年 7月 6日まで

イ 1 (1)イの区域

平成29年 5月22日から同年 6月22日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1 (1)アの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

1 (1)イの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)ア及びイの区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(i) 1 (1)アの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(2) 1(1)イの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長若しくは県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書とその措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長若しくは県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、申請者が3の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



**兵庫県告示第473号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成29年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区入江字家ノ下タ659の1、659の2

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第474号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社神戸製鋼所高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号  
所長 滋野敦士

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社神戸製鋼所高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号

(3) 特定施設に関する事項



|                                                  |                               |                      |     |
|--------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------|-----|
| 種                                                | 類                             | 62号へ 湿式集じん施設         |     |
| 能                                                | 力                             | 60m <sup>3</sup> N/分 |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                               | 許可後                  |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                               | 着手後1箇月               |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                               | 完成後                  |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                               | 24時間連続               |     |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                               | なし                   |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 区 分                           | 通 常                  | 最 大 |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)       | 6～8                  | 6～8 |
|                                                  | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L)  | 30                   | 60  |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)        | 70                   | 100 |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)        | 5                    | 10  |
|                                                  | 燐 含 有 量<br>(単位 mg/L)          | 1.7                  | 4   |
|                                                  | ノルマルヘキササン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 1未満                  | 1未満 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                               | 0                    | 3   |

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年4月18日から同年5月9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第475号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                    | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H28淡路位置<br>0009号 | 29.3.23          | 洲本市中川原町中川原字青竹524番2の一部、<br>524番2地先里道の一部 | 4.00          | 24.74         |

公 告

特別保護地区の指定の案の縦覧公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第

4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第5項の規定に基づき、特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日（平成29年5月1日）までの間に、これらの指針案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年4月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 特別保護地区の名称

伊丹特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

伊丹鳥獣保護区のうち、伊丹市昆陽池3丁目の区域（伊丹市昆陽池公園の区域）

(3) 特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、伊丹市の中心部に位置しており、昆陽池・端ヶ池・緑ヶ丘（上池・下池）の各公園を中心とした区域であり、都会のオアシス的な地域となっている。この豊かな自然環境を反映して、シジュウカラ、コゲラ等の様々な鳥類が年間を通じて生息し、公園の整備により、広大な水域ではカモ類をはじめとする多くの水鳥が越冬し、ヤマガラ、オオルリをはじめ、ムシクイ類、ツグミ類、タカ類等の多種多様な鳥類が生息している。

また、身近に野鳥を観察できる野鳥公園として、また、環境教育及び生物多様性学習の場として貴重な存在となっているなど、鳥獣保護の普及啓発上極めて重要な区域である。

このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

(7) 関係機関や公園管理員による定期的な巡視と適切な管理に努め、健全で静謐な環境及び生物多様性の保全を図り、鳥類の安定的な生息に支障が及ぶことがないように留意する。

(4) 関係機関及び研究者との連携による定期的なモニタリング調査を通じて、鳥類の生息動向及び繁殖状況等を把握し、必要と認められるときは保全対策を実施する。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課及び阪神北県民局阪神農林振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）  
兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班

2 (1) 特別保護地区の名称

五峰山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

五峰山鳥獣保護区のうち、加東市光明寺字五峰山433番地、434番地及び435番地の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、加東市（旧滝野町）にある五峰山の北東部に位置し、コジイ林がほとんどを占め一部杉、ヒノキの老齢林が主体となっている。また、寺の庭にはコウヤマキの大樹が3本生えている。このような自然環境を反映して、メジロ、ヤマガラをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に花蔵院を中心とする寺院のある区域は、天然の広葉樹林等の原生的な自然が数多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっている。

このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

#### ウ 管理方針

(7) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(4) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

#### (5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課及び北播磨県民局加東農林振興事務所

#### (6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班

#### 3 (1) 特別保護地区の名称

西脇市西林寺山特別保護地区

#### (2) 特別保護地区の区域

西脇市西林寺山鳥獣保護区のうち、西脇市坂本字竹谷455番地の区域

#### (3) 特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

#### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

##### ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

##### イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、西脇市の中心部に位置し、一部コジイ林の西林寺境内林と残りコナラ、タカノツメ、クリ、リョウブ等の落葉広葉樹の二次林で構成されており、林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、メジロ、ヤマガラ等をはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、西林寺有林の区域は、一部コジイ林で原生的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

#### ウ 管理方針

(7) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(4) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

#### (5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課及び北播磨県民局加東農林振興事務所

#### (6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班

#### 4 (1) 特別保護地区の名称

日和山特別保護地区

#### (2) 特別保護地区の区域

日和山鳥獣保護区のうち、豊岡市瀬戸字畑山、同市瀬戸字御待及び同市瀬戸字箱谷に属する一円の区域

#### (3) 特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

#### (4) 特別保護地区の保護に関する指針

##### ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

##### イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、豊岡市北部にあり、山陰海岸国立公園内に位置している。植生は、アカマツ、クロマツを中心とし、シイ、カシ類の常緑広葉樹鵲が混生している。野生鳥獣については、イノシシ、タヌキ、キツネといった獣類のほか、鳥類では、海岸部ではイワツバメ、イソヒヨドリ、森林部でメジロ、

シジュウカラ等が生息している。

区域内には、海岸部、森林部を含み、原生的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっており、県内外を問わず年間を通じて入り込みの多い観光地でもある。

このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

職員や鳥獣保護管理員による巡視により、利用者による鳥獣への影響や違法捕獲を防止し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市町や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課及び但馬県民局豊岡農林水産振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市御津町朝臣字庄ノ内171番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市御津町朝臣130番地  
社会福祉法人慈雲福祉会 理事長 小泉智子
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年6月22日  
兵庫県指令建指第1-1号（28たつの）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丹波市氷上町市辺字萱原49番1、50番1、51番1、51番4、52番1、53番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年10月31日  
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-2号（28丹波）

**正 誤**

○平成29年3月23日付け兵庫県公報第2号外中

平成29年3月23日（第2号外）公布兵庫県条例第8号兵庫県税条例の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中同表の中欄に掲げる字句は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の平成29年3月31日公布により、同表の右欄に掲げる字句となった。

|            |       |         |
|------------|-------|---------|
| 36ページ上から12 | 法律第 号 | 法律第 2 号 |
|------------|-------|---------|



○平成29年 3月28日付け（兵庫県公報第2886号）  
兵庫県告示第340号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中

| (ページ) | (行)   | (誤)     | (正)     |
|-------|-------|---------|---------|
| 12    | 下から24 | 光都土木事務所 | 龍野土木事務所 |